

# 生産性向上につながる設備の導入と 賃上げを支援します



公募期間  
R8.6.1～  
R8.12.18  
※予算額に達し  
次第終了

**対象者** 市内中小企業者  
(個人事業主にあつては、市内に住所または事業所を有していること)

**注意事項**

- ・令和9年1月29日までに終了する事業であること。
- ・市内の事業所等を拠点として実施される事業であること。  
(導入する機械装置は市内の拠点に設置すること)
- ・発注、契約等は、補助金申請後、交付決定を受けてから可能。  
補助金申請以前の着手は、補助対象外。

## 西条市生産性向上設備導入 促進事業費補助金

1事業者1回の  
申請が限度です

※本事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

### 生産性向上に資する機械装置の導入を支援

**通常枠**

補助上限額： **100万円**

補助下限額： 20万円

[対象経費]

機械装置費、外注費（設計、検査等）、付帯工事費

補助率

**2分の1**



### 賃金の引き上げを実施した場合

**賃上げ枠**

補助上限額： **200万円**

補助下限額： 26.6万円

[賃上げ要件]

- ◆令和8年4月～令和8年11月までに、前年同月と比べて基本給4.5%以上の賃上げを実施した中小企業者が対象
- ◆賃上げ対象月及び前年同月の賃金台帳の提出が必要です。  
(基本給のみ、賞与等は含まない)

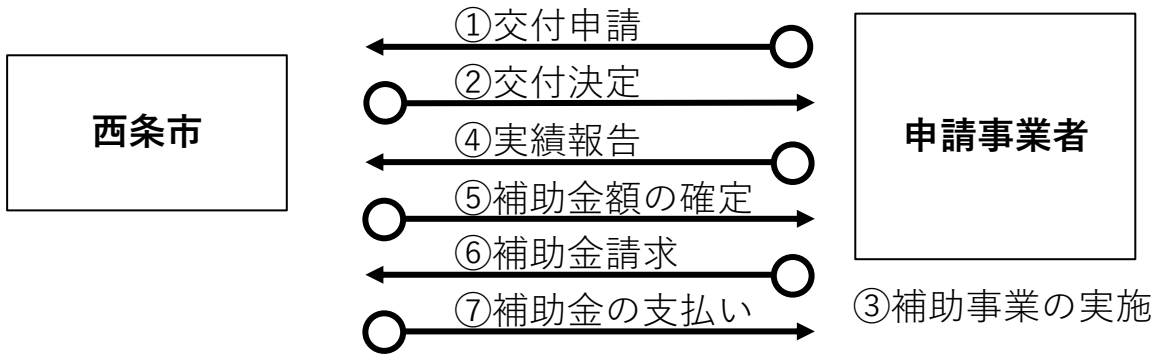
補助率

**3分の2**



## 補助事業の流れ

### 手続きの流れ



## 1 必要書類を揃えて、記入します

必要書類	
交付申請書(様式第1号)	<b>様式ダウンロードページ(市HP)</b> キーワードで検索! 西条市 生産性向上 補助金 <input type="text"/>
宣誓書兼委任状(様式第2号)	
事業計画書(様式第3号)	
見積書等(経費の内訳を証する書類)	
導入する機械装置のカタログ等	
設備導入に工事を伴う場合、設置予定箇所の写真	
賃上げ枠で申請する場合、賃金引上げ計画書等	
決算書または確定申告書類 ※決算期を1度も迎えていない場合は、公募要領をご確認ください。	

## 2 交付申請書を郵送にて提出

**※事業開始は、交付決定(採択)を受けてからとなります。**

窓口では受付出来ませんので、必ず**郵送**にてご提出ください。

〒793-8601

愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市産業振興課 経営支援係 行

TEL: 0897-52-1482